Ⅱ．第２次試験

1　受験資格　令和６年度若しくは令和７年度の第１次試験に合格した者又は中小企業支援事業の実施に関する基準を定める省令及び中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則の一部を改正する省令（平成17年経済産業省令第79号）附則第５条第１項第２号の規定により第１次試験の合格を経ずに受験することができる者。

2　試験期日

⑴　筆記試験　令和７年10月26日（日曜日）

⑵　口述試験　令和８年１月25日（日曜日）

3　試験科目及び試験の方法　第２次試験は、中小企業の診断及び助言に関する実務の事例について、短答式又は論文式による筆記試験を行い、当該筆記試験において相当の成績を得た者について口述試験を行う。

4　試験地　札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、福岡の各地区

5　試験の実施に関する事務を行う機関　一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会

6　受験手数料　17,800円

7　受験申込受付期間及び受験申込方法

⑴　受験申込受付期間　令和７年９月２日（火曜日）から令和７年９月22日（月曜日）まで

⑵　受験申込方法　Ⅱの７⑴に掲げる受験申込受付期間内に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が提供するオンライン申込システムにおいて受験申込手続きを行うとともに、受験手数料及びオンライン決済事務手数料を一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会が指定する決済方法により支払うこと。

8　口述試験を受ける資格を得た者の発表　令和８年１月14日（水曜日）に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会のホームページにおいて口述試験を受ける資格を得た者の受験番号を掲載する。

また、口述試験を受ける資格を得た者には、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会から中小企業診断士口述試験案内を郵送する。

9　合格発表　令和８年２月４日（水曜日）に、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会のホームページにおいて合格者の受験番号を掲載する。

また、第２次試験合格者には、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会から中小企業診断士第２次試験合格証書をオンラインにより交付する。

10　その他　試験の詳細については、一般社団法人日本中小企業診断士協会連合会がホームページで公表する中小企業診断士第２次試験案内を参照すること。

公　告

諸　事　項

鉱業財団

島根県益田市元町17番４号**西日本鉱業株式会社**の島根県益田市鉱区の鉱業財団所有権保存登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

令和７年４月８日　松江地方法務局益田支局

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告